

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和4年度第5回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和5年1月25日(水曜日) 午後1時30分～午後2時50分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 岩崎 万智子 小川 雄三 金子 祐樹 池田 拓矢 田村 治朗 谷崎 美智子 星野 宏充
5 欠席者名	内田 裕子 富澤 洋
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 介護保険に関する事務) (2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 母子保健事業に関する事務) (3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 児童手当等に関する事務) 【報告】 (1) さいたま市個人情報保護条例等の改正について (2) 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和4年度第5回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和5年1月25日（水）

開催時間：午後1時30分から午後2時50分まで

開催場所：ときわ会館5階小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子（欠席）

岩崎 万智子 小川 雄三

金子 祐樹 池田 拓矢

田村 治朗 富澤 洋（欠席）

谷崎 美智子 星野 宏充

議 題

【議案】

- (1) 議案第10号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 介護保険に関する事務)
- (2) 議案第11号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 母子保健事業に関する事務)
- (3) 議案第12号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 児童手当等に関する事務)

【報告】

- (1) さいたま市個人情報保護条例等の改正について
- (2) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長
総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長
総務局総務部行政透明推進課 主査
総務局総務部行政透明推進課 主任

善如寺 健
堀切 昇
豊田 康平
中元 貴之

1 開 会

事務局 本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、感染防止対策としまして健康状態の申告をお願いさせていただきましたが、御協力いただきましてありがとうございます。委員の皆様の座席につきましてもパーティションを設置させていただいております。ほかにも換気や消毒等感染防止対策を徹底してまいりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年度第5回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日の定足数ですが、定員10名のところ、内田委員、富澤委員におかれましては欠席の報告がございました。今のところ8名が出席となっておりますので、会議は成立しております。

なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第10号に係る個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）、議案第11号に係る個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）、議案第12号に係る個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）、報告資料（1）のさいたま市個人情報保護条例等の改正について、報告資料（2）の個人情報取扱い事務に係る届出について（報告）がございました。

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申し出ください。

（資料確認）

それでは、本日の議案は3件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

2 議 題

議案第10号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 介護保険に関する事務）

議長 　　また、本年もどうぞよろしくお願ひいたします。忙しい中、御苦勞さまでございま
す。それから、準備ありがとうございました。

　　それでは、議案に入ります。今日の議案のところ10、11、12というのは、市
の条例の第40条第2項において、実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるもの
については審議会の意見を聞かなければならないということで、公正に運営するため
に重要だと思われるのがうちの審議会の意見を聞くというのが定められておりますの
で、これに基づいて意見をいただくというのが趣旨でございます。

　　では、実施機関に入っていて、御説明を聞きたいと思ひます。よろしくお願
ひします。

　　〔実施機関（介護保険課）入室〕

　　〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

議長 　　所属とお名前をお願いします。

実施機関 　　介護保険課の課長の石渡と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

実施機関 　　介護保険課主査の渡邊と申します。よろしくお願ひいたします。

実施機関 　　デジタル改革推進部デジタル改革担当の高橋でございます。よろしくお願ひいたし
ます。

議長 　　それでは、御説明をお願いします。

実施機関 　　では、私のほうから説明します。着座でよろしいですか。

議長 　　はい、結構です。

実施機関 　　恐縮です。ありがとうございます。それでは、始めさせていただきます。

　　本日のさいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、介護保険に関する事務、
母子保健事業に関する事務、児童手当等に関する事務の3つの事務の特定個人情報保
護評価書について御審議いただきますが、3事務の説明において重複する特定個人情
報保護評価の全体に係る部分について、冒頭、介護保険課より御説明申し上げます。

　　右上に資料1と書かれました特定個人情報保護評価の概要の1ページを御覧くださ
い。まず、特定個人情報保護評価について簡単に御説明いたします。なお、こちらは
国の機関である個人情報保護委員会がホームページで公表している資料となります。

　　まず、用語の定義について御説明いたします。行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において、マイナンバーをそ
の内容に含む個人情報を特定個人情報と定義しています。

この特定個人情報について、コンピューターを使って検索することができるように体系的に構成したもの、一言で言うと特定個人情報のデータベースを特定個人情報ファイルと定義しております。特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものです。また、評価を実施した後において、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときは、評価の再実施をすることとされております。

本日のさいたま市情報公開・個人情報保護審議会において御審議いただく介護保険に関する事務、母子保健事業に関する事務、児童手当等に関する事務の3つの事務は、いずれもマイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付を新たに開始する事務でございます。そのため、各事務の評価書の内容に、マイナポータルを利用したオンライン手続に係る内容を追記する必要が生じますが、国が定める規則及び指針では、この追記は重要な変更該当するものとされていることから、特定個人情報保護評価の再実施を行うものでございます。

次に、2ページを御覧ください。特定個人情報保護評価のうち全項目評価の実施または再実施が必要とされた事務については、作成した評価書について住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを実施した後、第三者点検を行い、第三者点検を受けた後に、評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表することが法令で規定されております。

この第三者点検について、地方公共団体の場合、個人情報保護審議会または個人情報保護審査会による点検が原則とされておりますが、本市においては、個人情報保護条例第40条第2項の規定を適用して、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問することとしております。

個人情報保護条例第40条につきましては、情報公開制度・個人情報保護制度の手引の228ページにありますので、後ほど御覧くださいようお願いいたします。

3ページ以降は、参考資料として、本市において全項目評価を実施している事務の一覧と参考条文を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

特定個人情報保護評価の全体に係る部分についての説明は以上となります。

この後、続けて介護保険の話の続けさせていただいても大丈夫ですか。

議長

よろしいですね。

事務局

はい。

議長 では、よろしく申し上げます。

実施機関 では、一旦続けさせていただきます。続きまして、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価書について、引き続き介護保険課より御説明申し上げます。

右上に資料2と書かれました資料を御覧ください。介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂版（素案）の概要の1ページとなります。

介護保険に関する事務につきましては、先ほど冒頭説明のとおり、特定個人情報ファイルを保有する事務でございますので、マイナンバー制度の開始に合わせ、平成27年3月18日の本審議会における第三者点検を経て、平成27年5月20日付で評価書の公表をいたしました。

今般、国において、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で子育て・介護といった特に国民の利便性向上に資する手続については、マイナポータルを用いてオンライン手続を可能にすることとされたことに伴い、介護保険に関する事務においてもマイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付を開始いたします。これに伴い、評価書の内容に、マイナポータルを利用したオンライン手続に係る内容を追記する必要がありますが、先ほどの冒頭説明のとおり、この追記は重要な変更該当するものとなりますので、改めて特定個人情報保護評価の再実施をいたします。

続きまして、評価書の主な修正箇所について御説明いたします。資料2の3ページを御覧ください。

このたび、マイナポータルを利用したオンライン手続を新たに開始することに従いまして、Ⅰ．基本情報、Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ．特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、それぞれマイナポータルを利用したオンラインでの受付を実施することなどに係る内容を追記いたしました。

なお、追記内容に関しては、マイナポータルを管理運営する国（デジタル庁）が評価書のひな形を提示しておりますので、提示した内容を基に記載しております。デジタル庁からは、令和4年11月29日付で、「ぴったりサービスによる電子申請の実施に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」ということで事務連絡が発出されており、こちらは資料3となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、具体的な評価書の修正内容についてですが、全ての修正箇所を御説明いたしますと時間を要してしまいますので、要点のみ御説明させていただき、御不明な点がございましたら御質疑をいただきまして、随時補足をさせていただきます。

右上に資料6と書かれた資料、介護保険に関する事務に係る特定個人情報保護評価

書（全項目評価書）改訂版（素案）の3ページを御覧ください。

まず、事務の内容として、介護保険の各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル、こちらを利用したオンラインでの受付を実施することを追記いたしました。

具体的な事務の流れは、9ページのとおりとなります。こちらは介護保険に関する事務の内容を図で示したものとなります。矢印がたくさんございますが、上の右から2番目、下向き矢印となります。⑱電子申請と書かれた矢印を御覧ください。

今後、介護保険に関する手続は、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能を利用して、オンラインで申請することができるようになります。このサービス検索・電子申請機能を利用して、被保険者等がオンライン申請を行いますと、申請管理システムにデータ連携して、本市がその情報を取得できるようになりますが、これらを図に追記いたしました。

続いて、戻って恐縮ですが、7ページを御覧ください。マイナポータルを利用したオンライン手続において使用するシステムは、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システムなどとなりますことから、これらのシステムを追記いたしました。

また、ページが飛んで大変恐縮ですが、20ページ、21ページを御覧ください。委託事項がございますが、これらシステムの委託に関する内容をこちらに追記させていただきました。

続いて、42ページから44ページにかけて御覧いただく形になります。特定個人情報の入手の際のリスク対策として、リスク1、目的外の入手が行われるリスク、リスク2、不適切な方法で入手が行われるリスク、リスク3、入手した特定個人情報が不正確であるリスク及びリスク4、入手の際に特定個人……

議長 ちよっとすみません。今何ページの説明をしているのですか。

実施機関 44ページです。申し訳ありませんでした。すみませんでした。

議長 それはどのあたりですか。4における電子データに対する措置のことですか。

実施機関 こちらで言いますと、電子データに対する措置の一番下の部分ですね。サービス検索・電子申請機能とさいたま市との間は、暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、外部への漏えい等が起らないようにしている、ここを追記しております。

議長 追記したのを特定して示していただくと分かるので、そうしてくれますか。だから、これはこの最後の2行目ということですよ。

実施機関 44ページに関しては、そうです。

議長 4ですよ。

実施機関 はい。同じく42ページ、43ページに関しては、申し訳ないのですけれども、括弧書きでオンライン申請による入手時というのが、リスク1、リスク2、リスク3、こちらにそれぞれオンライン申請による入手時という欄がございまして、そちらを今回追記しております。

議長 ということだそうです。よろしいですか。

では、続けてください。

実施機関 大変申し訳ありませんでした。

では、続きまして45ページと46ページの御説明になります。特定個人情報の使用の際のリスク対策として、リスク2、権限のない者（元職員、アクセス制限のない職員等）によって不正に使用されるリスク、次ページ、46ページとなりますが、リスク3、従事者が事務外で使用するリスク及びリスク4、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに申請データの取込みを行う申請管理システム等において実施するリスク対策等をそれぞれ追記させていただいております。

続いて、54ページと55ページを御覧ください。特定個人情報の保管・消去の際のリスク対策として、リスク1、特定個人情報の漏えい・紛失・毀損リスク、55ページになりますが、リスク2、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク及びリスク3、特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスクに、職員が使用する基幹系端末等において実施するリスク対策をそれぞれ追記させていただいております。

議長 例えば、リスク2のところは、どれが追記されているのですか。特定個人情報が古い情報のまま保管されるリスクというのはどこに書いてあるのですか。

実施機関 こちら2行目の「基幹系端末は」のところからになります。

議長 では、基幹系端末のところですか。

実施機関 はい。リスク2ですと、今回、電子申請で受理した個人番号付きの電子データを取り扱う基幹系端末、こちらで実施するリスクをリスク2の基幹系端末は以降のところに書いてあるのは追記した……

議長 これを入れるわけでしょう。

実施機関 そうですね、追記した形です。

議長 だからさっきから言っているのだけれども、その説明が欲しいのです。どこに入っていて、どの文章なのかを教えてください。リスク3はどこに書いてあるのですか。

実施機関 リスク3は、(4)のところになります。

議長 はい、そう言っただけで大丈夫です。

実施機関 54ページ、55ページを補足させていただきますと、54ページにつきましては

リスク1の⑤、物理的対策のところの(1)、さいたま市における措置、こちらでちょっと申し上げると下から3行目になるのですが、基幹系端末については、セキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている、こちらが基幹系端末についての補記事項になりまして、続いて⑥番、技術的対策は1、さいたま市における措置の(3)、こちらは基幹系端末についての言及となりますので、こちらを追記しております。

55ページについては、リスク2のところは、先ほど申し上げた2行目のところが追記箇所になりまして、リスク3、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク、こちらは消去手順の(4)のところですか。こちらが基幹系端末についての言及箇所となりますので、こちらを追記しております。

実施機関 申し訳ありませんでした。

議長 いやいや、こっちのほうが分かりやすいです。すぐ見つけるのが大変になるので助かります。すみませんでした。

では、続けてください。

実施機関 評価書の主な修正箇所についての説明は、以上となります。

続いて、資料4です。戻って申し訳ありません。お聞きください。全項目評価書の確認項目は、第三者点検において確認していただく項目をまとめたものでございます。

委員の皆様におかれましては、こちらの全項目評価書の確認事項を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検をお願いしたいと思っております。

最後に、資料の7、資料8につきましては、令和4年11月28日から12月27日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と意見の原文でございます。提出された意見は6件ございましたが、提出に伴う本市の対応ですが、御指摘いただいた内容について1件素案を修正いたしました。その他は、素案のままいたしました。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 つまり素案を修正したというのは、何を修正したのですか。4番だけ修正したのですか。

実施機関 評価書の16、17ページになるのですが、2の特定個人情報ファイルの概要、4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項、4の①、委託内容について、番号連携サーバー、連携基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等を行うとの記載を統合基盤システムのパッケージアプリケーション保守及び職員からの問合せに対する調査等を行うに修正いたしました。

議長 どうして修正するのですか。

実施機関　こちらは補足させていただきますと、もともとの表記が、こちらのシステムはほかの事務でも同様の統合基盤システムというのを使っておりまして、これはマイナンバーを使って情報連携というのを実施するときに必要になるシステムを列記したものになるのですが、介護保険に関する事務が、ほかの事務と表記がちょっと異なるような形でありまして、こちらはほかの事務とそろえたほうが市として分かりやすいであろうということで、ほかの事務で使用している記載ぶりとそろえるような形で介護保険に関する事務についても修正を行ったという形になります。

議長　他の事務に合わせて何か漏れちゃうとか、そういうことはないのですね。

実施機関　そうですね。はい。

議長　あと、何か御説明はありますか。

実施機関　同じなのですが、17ページのところです。17ページと同項目の②、取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、その妥当性についてですが、こちらについても番号連携サーバー、連携基盤システム等の保守を委託するため、システム管理される全対象となるという記載を統合基盤システムというところで修正をさせていただいたという形です。修正箇所については、以上でございます。

議長　ということでございますけれども、新たなシステムが加わったことによって、結局チェックする場所が多くなったわけですね。それを今回書かれていたというふうに考えればいいのでしょうか。

実施機関　そうですね。マイナポータルを使って、今まで基幹系システムでは情報が連携されなかったところに連携をされるような形になりますので、基幹系システムについて基幹系の記載を今回、追記させていただいたというところでございます。

議長　ということだそうでございます。

どうぞ、何か最初の仕組みの部分等でも御質問があればよろしくお願いたします。何かございますか。

星野委員　参考に聞きたいのですが、リスク管理の46ページの事務以外で使用するリスクの項のリスクに対する措置の内容の中で、最後の2行ですが、外部記憶媒体は限定された媒体のみを使用するという記載があるのですが、これはシステムの中身を外部媒体に転記したりすることをイメージしているのですか。USBとかそういった意味ですか。

実施機関　USBは基本的には使えないようになっているので、CDやDVDとかについて、そちらについて申請書の申請データなどをダウンロードして持ち出す場合がありますので、一応それについて書いてあるということです。

星野委員　それは外に出て仕事をするときですか。

実施機関 外には持ち出しは禁止になっているので、中で端末間を移動するときとか、そういうときを想定しているということです。

星野委員 バックアップみたいなイメージですか。

実施機関 そうですね。その他に、端末間を移動するときにちょっと使うというようなイメージです。

星野委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

このサービスはもう始まっているのですか。

実施機関 いえ、今度の4月1日から始まります。

議長 4月からということですか。

実施機関 はい。今までも制度自体はあったのですが、今回、国でそういう申請管理システムを立てて、基幹系システムまでデータをつなげられるというふうに改正をされて、それに伴ってマイナポータルでの申請自体は可能だったのですが、今回、そういう基幹系システムまでデータを持ってこれる、連携できるということになったので、それに伴って介護保険でも申請を始めるというところでございます。

星野委員 具体的には、介護認定の申請だとか、そういった中身になりますか。

実施機関 そうですね。国で優先的に進める手続というのが示されておまして、介護保険は11手続について示されておまして、具体的に全部申し上げると長くなってしまいますのですが、もちろん介護認定関係の手続と、あとは給付の関係です。限度額認定書という施設など食事の減額などの際に出していただくものがあるのですが、そちらの申請であったりとか、あとは住宅改修や、高額介護サービス費の支給の申請、保険証をなくしてしまったときの再交付の申請などです。その関係の11手続が示されておまして、その11手続について4月1日より開始をするという予定でございます。

議長 ありがとうございます。

何かほかにもございますか。よろしいでしょうか。

今回の事務の改善でいいですね、事務の改善についてという標題なので。これについては、了承するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。

次の議案も同じですか。違いますか。

実施機関 次もその次も同じです。

議長 さっき言ったように変えたところを示していただくようお願いいたします。

実施機関 かしこまりました。どうもありがとうございました。

〔実施機関（介護保険課）退室〕

議長 説明する人が代わるのですね。

実施機関 そうですね。事務が、今は介護保険に関する事務だったのが、今度は母子保健に関する事務ということで、地域保健支援課が所管課になりますので。

議長 そうですか。わかりました。

議案第11号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 母子保健事業に関する事務）

〔実施機関（地域保健支援課）入室〕

議長 御苦労さまでした。お待たせしました。御担当のお名前だけおっしゃってください。

実施機関 保健福祉局保健所地域保健支援課の横山でございます。

同じく保健所の地域保健支援課の酒巻と申します。

母子保健事業に関する事務の特定個人情報保護評価書について当課より御説明させていただきます。

議長 御苦労さまです。

実施機関 よろしくお願ひします。

議長 前の議案でも言ったのですが、どこを変えたのかというところも、場所が分かるように御説明いただければと思います。すみません。

実施機関 なお、特定個人情報保護評価の全体に係る部分につきましては、先ほど介護保険課より説明させていただいておりますので、省略させていただきたいと思ひます。

それでは、右上に資料2と書かれました資料、母子保健事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂版（素案）の概要の1ページ目を御覧ください。

母子保健事業に関する事務につきましては、先ほどの冒頭説明のとおり、特定個人情報ファイルを保有する事務でございますので、マイナンバー制度の開始に合わせ、平成27年5月27日の本審議会における第三者点検を経て、平成27年7月16日付で評価書の公表をいたしました。

今般、国において、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、子育て・介護といった、特に国民の利便性向上に資する手続については、マイナポータルを用いてオンライン手続を可能にすることとされたことに伴ひまして、母子保健事業に関する事務においても、マイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付になりますが、こちらを開始いたします。これに伴ひ、評価書の内容にマイナポータルを利用したオンライン手続に係る内容を追記する必要が生じますが、先ほどの説明のとおり、この追記は重要な変更該当するものとなりますので、特定個人情報保護評価の再実施をいたしま

す。

続きまして、評価書の主な修正箇所について御説明させていただきます。資料2の3ページ目を御覧ください。このたび、マイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付、こちらを新たに開始することに伴いまして、ローマ数字ですが、Ⅰ．基本情報、Ⅱ．特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ．特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策、これにそれぞれマイナポータルを利用したオンラインでの受付を実施することなどに係る内容を追記いたしました。

なお、追記内容に関しましては、マイナポータルを管理運営する国（デジタル庁）ですが、評価書のひな形を提示しておりますので、提示された内容を基に記載しております。デジタル庁からは、令和4年11月29日付で「ぴったりサービスによる電子申請の実施に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」ということで事務連絡が発出されておりました、こちらは資料3となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、具体的な評価書の修正内容についてですが、全ての修正箇所を御説明いたしますと時間を要してしまいますので、要点のみ御説明させていただき、御不明な点がございましたら御質疑をいただきまして、随時補足をさせていただきます。

右上に資料6と書かれた資料、母子保健事業に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂版（素案）、こちらの3ページを御覧ください。

まず、事務の内容として、妊娠届出の受付については、窓口・郵送での書類の受付のほか、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）、これを利用したオンラインでの受付も実施することを追記いたしました。

具体的な事務の流れですが、資料6の8ページにお示ししております。こちらは母子保健事業に関する事務の内容を図で表したものとなりますが、左上②、妊娠届出と書かれた矢印のところを御覧ください。紙での届出のほか、今後、妊娠届出に関する手続は、マイナポータルの電子申請機能を利用して、オンラインで申請することができるようになります。この電子申請機能を利用して被保険者等がオンライン申請を行いますと、申請管理システムにデータ連携して、本市がその情報を取得できるようになります。これらを図に追記いたしました。

戻りまして、資料の6、6ページを御覧ください。マイナポータルを利用したオンライン手続において使用するシステムは、埼玉縣市町村電子申請サービス、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システムとなりますが、今回新たにマイナポータル、申請管理システムを追記いたしました。

また、17ページを御覧ください。17ページの委託事項に、これらシステムの委

託に係る内容を追記いたしました。

議長 17ページのどこですか。

実施機関 17ページ自体を追加しております。

議長 これをつけたということですね。

実施機関 そうですね。

実施機関 では、続きまして59ページから60ページを御覧ください。特定個人情報の入手の際のリスク対策として、リスク1、目的外の入手が行われるリスク、リスク2、不適切な方法で入手が行われるリスク、リスク3、入手した特定個人情報が不正確であるリスク及びリスク4、入手の際に特定個人情報が漏えい、紛失するリスク、これらにオンライン申請による入手時において実施するリスク対策をそれぞれ追記しております。

続きまして、61ページ、62ページを御覧ください。特定個人情報の使用の際のリスク対策としてリスク2でございますが、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク、リスク3、従業者が事務外で使用するリスク及びリスク4、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに、申請データの取込みを行う申請管理システム等において実施するリスク対策をそれぞれ追記しました。

議長 では、例えば62ページのリスク4のところだと、どこを追記したのですか。

実施機関 6つ目になりまして。

議長 最後の項目だけということですね。

実施機関 失礼しました。リスク4ですよ。

議長 リスク4です。

実施機関 リスク4ですと、上から7行目が、申請管理システム1でもって言及となりまして、こちらを追記しております。

議長 間に入れたということですか。

実施機関 そうですね。間に入れました。

議長 そういうことをちょっと知りたいのです。一番最後の文章を追加したのだと思ってしまいます。

実施機関 すみません。では、続きまして69ページと70ページを御覧ください。特定個人情報の保管・消去の際のリスク対策として、リスク1、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク、リスク2、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク及びリスク3、特定個人情報が消去されず、いつまでも存在するリスクに、職員が使用する基幹系端末等において実施するリスク対策をそれぞれ追記しております。

実施機関 ちょっとこちらも補足いたしますと、7の⑤の物理的対策のところでは申し上げますと、さいたま市における措置の9行目、基幹系端末についてはセキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。こちらを追記いたしまして、続いて⑥の技術的対策につきましては、不正アクセス対策の2行目、基幹系端末へのウイルス検索ソフトウェア等の導入によりという、こちらを追記いたしまして、続いて70ページにつきましては、リスク2のリスクに対する措置の内容で3行目の基幹系端末は個人番号付き電子申請データ、こちら追記しております、リスク3につきましては消去手順の内容の7行目、基幹系端末については、業務終了後に関する文言を今回追記しております。

議長 はい、どうもありがとうございます。

実施機関 評価書の主な修正箇所についての説明は以上でございます。

資料4、全項目評価書の確認項目は、第三者点検において確認していただく項目をまとめたものでございます。

委員の皆様におかれましては、こちらの全項目評価書の確認項目を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検をお願いいたしたく、よろしく願いいたします。

最後に、資料7についてですが、令和4年11月28日から12月27日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見一覧でございます。提出された意見はございませんでしたので、御報告いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 何かございますでしょうか。

星野委員 ちょっと参考にお聞きしたいのですが、システムだとリスク管理に関しては全く申し分ないと思うのですが、システム上に関しては。実際の運用面でちょっとお聞きしたいのは、8ページの上段の一番左で保健指導の実施とあると思うのですが、恐らく御担当の方が直接先方に訪問したりして保健指導に当たると思うのですが、それによりまずと個人情報を持ち参したりする機会というのはかなり出てくると思うのです。外部に情報を持ち出す場合のリスク管理というのは、どういった管理されているかちょっと参考に。概してシステム上のリスク管理ができていても、事故が起きる場合というのはヒューマンエラーがほとんどなものですから、その辺の管理はどうしているのかなと思ってちょっと教えていただければと思います。

実施機関 こちらの保健指導等の実施のところにおきましては、保健センターで妊婦さんとお会いして面談をするときには持ち出しということは大丈夫かなと思うのですが、家庭訪問で実際にお会いすることもやはりございます。そのときには、家庭訪問

するに当たって必要な情報、お名前とか御住所、それから連絡先については控えたものを持参するのですけれども、今日、このおうちにこういった目的で訪問をして、このような情報を持って出かけますということを所内で報告をしまして、帰ってきたときに、これらを持ち帰りましたということで報告をして、終了という形を取っております。どうしてもやはりある程度の情報を持って出かけることにはなってしまいますので、行き帰りとか、行った場所の所在をはっきりさせることですか、荷物の確認等はやっているところでございます。お答えになっていきますか。

星野委員 時間外になったときなんか、それでも直帰したりしてしまうときってあるのですか。
実施機関 直帰は、個人情報を持ってはしておりませんので、例えば区外のところに行ったときには、一番近い区の保健センターに戻って書類を置いてということ工夫したり、現場ではそのように対応しております。

星野委員 これからはズームなんかを活用したウェブでの指導なんていうのもあるのですか。
実施機関 既にオンラインの相談もやっておりまして、ズームで行うこともございます。

星野委員 分かりました。ありがとうございます。

実施機関 ありがとうございます。

議長 ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

では、これについても了承するということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 それでは、そのようにさせていただきます。

どうも御苦労さまでした。

実施機関 ありがとうございます。

〔実施機関（地域保健支援課）退室〕

議案第12号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 児童手当等に関する事務）

〔実施機関（子育て支援政策課）入室〕

議長 御苦労さまでございます。所属とお名前をおっしゃってください。

実施機関 子育て支援政策課の佐藤と申します。

議長 それでは、御説明いただくということで、よろしいでしょうか。

実施機関 よろしく申し上げます。児童手当等に関する事務の特定個人情報保護評価書について、引き続き子育て支援政策課より御説明いたします。

右上に資料2と書かれた資料、児童手当等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂版（素案）の概要の1ページを御覧ください。児童手当等に関する事務につきましては、先ほどの冒頭の説明のとおり、特定個人情報ファイルを保有する事務でございますので、マイナンバー制度の開始に合わせ、平成27年5

月27日の本審議会における第三者点検を経て、平成27年8月21日付で評価書の公表をいたしました。

今般、国において、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、原則、全自治体で、子育て・介護といった特に国民の利便性向上に資する手続については、マイナポータルを用いてオンライン手続を可能にすることとされたことに伴い、児童手当等に関する事務においても、マイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付を開始いたします。これに伴い、評価書の内容に、マイナポータルを利用したオンライン手続に係る内容を追記する必要性が生じますが、先ほどの冒頭説明のとおり、この追記は重要な変更該当するものとなりますので、特定個人情報保護評価の再実施をいたします。

続きまして、評価書の主な修正箇所について御説明いたします。資料2の3ページを御覧ください。このたび、マイナポータルを利用したオンライン手続、オンライン申請の受付を新たに開始することに伴いまして、Ⅰ. 基本情報、Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要、Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策に、それぞれマイナポータルを利用したオンラインでの受付を実施することなどに係る内容を追記いたしました。

なお、追記内容に関しては、マイナポータルを管理運営するデジタル庁が評価書のひな形を提示していますので、提示された内容を基に記載しています。デジタル庁からは、令和4年11月29日付で「ぴったりサービスによる電子申請の実施に係る特定個人情報保護評価の見直しに関する情報の提供について」ということで事務連絡が発出されており、こちらは資料3となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、具体的な評価書の修正内容についてですが、全ての修正箇所を御説明いたしますと、時間を要してしまいますので、要点のみ御説明させていただき、御不明な点がございましたら御質疑をいただきまして、随時補足をさせていただきます。

右上に資料6と書かれた資料、児童手当等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）改訂版（素案）の3ページを御覧ください。

まず、事務の内容として、児童手当等の各種申請書の受付については、窓口・郵送での書類受付のほか、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）を利用したオンラインでの受付も実施することを追記しました。

具体的な事務の流れは、9ページのとおりです。こちらの図のとおりでして、こちらら児童手当等に関する事務の内容を図で示したのですが、21番、電子申請と書かれた矢印を御覧ください。上のほうです。

今後、児童手当等に関する手続は、マイナポータルサービスの検索・電子申請機能を利用して、オンラインで申請することができるようになります。このサービス検索・電子申請機能を利用して、受給者が、オンライン申請を行いますと、申請管理システムにデータ連係して、本市がその情報を取得できるようになりますが、これらを図に追記しました。

続いて、6ページと7ページを御覧ください。マイナポータルを利用したオンライン申請において使用するシステムは、システム7、一番下のところですが、そこから次のページのシステム9のところまで、埼玉県市町村電子申請サービス、マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）、申請管理システムとなりますことから、これらのシステムを追記しました。

また、15ページです。それから、19ページもあるのですが、委託事項にこれらシステムに係る内容を追記いたしました。

続いて、25ページと26ページを御覧ください。特定個人情報の入手の際のリスク対策として、リスク1、目的外の入手が行われるリスク、リスク2、中ほどです。不適切な方法で入手が行われるリスク、次ページになると思います。リスク3、入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク及びリスク4、入手の際に特定個人情報が漏れい・紛失するリスクに、オンライン申請による入手時において実施するリスク対策をそれぞれ追記いたしました。

議長 これは全部新しいのとは違うのですか。訂正なのですか、加筆なのですか。

実施機関 加筆です。

議長 どこですか。

実施機関 括弧書きでオンライン申請による入手時というふうになっている箇所を追記しております。

議長 そうですか。

実施機関 それぞれのブロックのそうですね、真ん中から括弧書きに入っている以下の部分です。

議長 はい、分かりました。

実施機関 続いて、27ページと28ページを御覧ください。特定個人情報の使用の際のリスク対策として、リスク2です。ちょっとワンプロック飛んだところですがけれども、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク、リスク3、次のページです。従業者が事務外で使用するリスク及びリスク4、続く部分です。特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに申請データの取込みを行う申請管理システム等において実施するリスク対策をそれぞれ追記しました。

続いて、35ページと36ページを御覧ください。特定個人情報の保管・消去の際のリスク対策として、リスク1、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク、リスク2、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク及びリスク3、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに、職員が使用する基幹系端末等において実施するリスク対策をそれぞれ追記いたしました。

評価書の主な修正箇所についての説明は以上となります。

続いて、資料4、全項目評価書の確認項目は、第三者点検において確認していただく項目をまとめたものでございます。

委員の皆様におかれましては、こちらの全項目評価書の確認項目を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検をお願いいたします。

最後に、パブリックコメントの意見募集結果でございますが、令和4年11月28日から12月27日にかけて実施しましたが、意見はございませんでした。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局にちょっと聞きたいのですが、最後のところで御説明されたもの何でしたっけ、適合かどうかの話があるではないですか。この後ろの表に基づいてですか。

事務局 資料4についてですか。

実施機関 資料4になります。

議長 これが大丈夫かどうかのチェックまで、審議会では求められていないですよ。今回は、評価書を改正するだけの話ではないですか。

実施機関 資料4にあります、全項目評価書の確認項目は、第三者点検において確認していただく項目をまとめたものでございます。委員の皆様におかれましては、こちらの全項目評価書の確認項目を参考に、特定個人情報保護評価の適合性、妥当性について点検をお願いいたします。

議長 それは今日の議題ではないでしょう。適合性を見ることは議題ではないですよ。

実施機関 そうですね。こちらは参考としてつけているもので、もう既に今回の評価書は公表しているもので、評価の再実施ということで、変わった箇所、変更箇所が問題ないかというところを御審議いただければと思いますので。

議長 了承してしまうと、全部了承したことになる。それでいいのですよね。

実施機関 今回、あくまで、もう既に公表して、評価書の中で修正というか、新たに追記した部分というのか、問題ないかというところを御確認いただければと思いますので。

議長 だからそれに基づいてまた適正かどうかは判断されると、こういうことなのですか。

実施機関 そうですね。参考として御審議いただいた結果を踏まえて、評価実施機関であるさいたま市が評価を行うということです。

議長 そうですね。ということでございますので、評価はそういうチェック項目の改正、追加ということでよろしいかどうかということです。

実施機関 新しく追記した内容が、妥当であるかというところを御審議いただければと思います。

議長 何か御質問ございますか。この件もよろしいでしょうか。

 〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、この件については了承したということでございます。

 御苦労さまでございました。

実施機関 ありがとうございます。

 〔実施機関（子育て支援政策課）退室〕

 〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

議長 では、ここで10分程度休憩ということでよろしいでしょうか。

 〔休　　憩〕

議長 では、始めます。

報告事項

（1）さいたま市個人情報保護条例等の改正について

事務局 それでは、報告事項（1）のさいたま市個人情報保護条例等の改正について御報告をいたします。恐れ入りますが、資料は事前配付しました右上に報告資料（1）となっている、表紙にさいたま市長のサインが載っている資料を御覧ください。こちらさいたま市個人情報保護条例を全部改正しましたさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例の公布文となります。

 このような公布文はあまり御覧になったことがない方もいらっしゃると思いますが、こちらは令和4年12月の議会に条例議案として上程しまして、議会の議決を得ましたので、条例の公布文としてこのような形で市長がサインを行い、条例を公布したものとなります。

 条例の内容は、令和4年7月の審議会に条例案を諮問させていただきましたが、その内容から大きく変更はございません。例えば、3ページ目の第3条の個人情報取扱事務の届出は現行の個人情報保護条例の規定を維持するものでして、4ページ目の第6条です。開示請求に係る手数料及び費用負担から始まる条文ですが、こちら以降の条例の規定につきましても、現行条例の規定を維持するために開示請求の手数料は無料にするといった規定を設けているものとなります。

 それから、6ページ目の第14条、こちらでは審議会への諮問事項を規定しているものとなっております。

続きまして、9ページ目以降を御覧いただければと思うのですが、こちらはさいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例となっております。この中の14ページ目以降に審議会条例の改正が含まれております。具体的には、15ページ目の改正後と記載されている枠内のところを御覧いただければと思うのですが、第1条、それから第2条の規定の中に根拠法令としまして個人情報保護法施行条例を追加しております。下線が引いてあるところになります。

さらに、個人情報保護法が議会には適用されませんので、新たに議会において市議会個人情報保護条例を制定しましたので、市議会個人情報保護条例も根拠法令として追加をしております。なお、こちらの市議会個人情報保護条例につきましても、令和4年9月にこちらの審議会に諮問させていただきまして、同じく令和4年12月議会で議決を得ましたので、こちらも4月1日から施行される予定となっております。

また、本日の議題にもありました特定個人情報保護評価書の審議につきまして、第2条の第3項、こちらも下線が引いてあるところですが、(3)となっているところですが、こちらに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法というものですが、こちらに基づく特定個人情報保護評価書についての審議事項を追加しております。これは、今までは個人情報保護条例を直接の根拠としまして審議会へ諮問していたものですが、個人情報保護条例が個人情報保護法施行条例として全部改正されましたので、この条例はあくまでも個人情報保護法を根拠としておりますので、別の法律である番号法を根拠とした内容を盛り込むことができませんでしたので、そのためにこちらの審議会条例に直接番号法に基づく特定個人情報保護評価書についての審議事項として追加をしたものとなっております。

条例の内容は以上となりますが、資料の最後に令和4年7月の中旬から8月中旬にかけて行いましたパブリックコメントに寄せられた御意見と、その御意見に対する市の考え方のこちらを一覧にした結果公表資料を添付しております。

まず、御意見がお一人の方から3件寄せられておりまして、まず1番目の御意見としまして、個人情報保護法施行条例という条例の名称について御意見がありましたが、こちらは市の考え方としましては、本市においては国の法律を直接適用し、その施行に必要な事項を定める条例は、〇〇法施行条例という名称を用いておりますので、今回の条例も個人情報保護法施行条例としたものであり、御意見は取り入れなかったものとなります。

続いて、2番目の御意見としまして、個人情報の開示などを求める権利を条例に明記すべきとの御意見がありましたが、こちらは個人情報保護法において、それぞれの条文上で明らかにされているため、改めて個人情報保護法施行条例で明記する必要は

ないと考えられることから、御意見を取り入れなかったものとなります。

続いて、3番目の御意見としまして、一定の案件については審議会への事後報告を行うようにすべきとの御意見ですが、既に現行条例において個人情報取扱事務の届出事項を審議会へ報告することとされておりまして、この規定は個人情報保護法施行条例でも維持されますので、また必要に応じて担当課から説明を行うということも可能ですので、このような方法により審議会へ報告することにより、個人情報を適切に管理できるものであると考えることから、御意見は取り入れなかったものとなります。

また、令和4年12月の議会においても、こちらのパブリックコメントの1番の御意見と同様に、個人情報保護法施行条例という名称にした理由について質疑がありましたほか、新しい制度となります行政機関等匿名加工情報について、具体的にどのような内容の個人情報をどのように匿名加工するのかといった加工方法などについての御質疑がございました。

報告事項については以上になります。

議長

ありがとうございました。

何か御質問ございますか。我々が見た原案とほとんど変わっていないですね。

事務局

ほとんど原案どおりという形にしております。

議長

ということで、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長

報告事項はよろしいですね。

事務局

ありがとうございます。

報告（2）個人情報取扱事務の報告について

議長

よろしく申し上げます。

事務局

それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について御説明いたします。この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛てへの報告でございます。

報告資料の（2）を御覧ください。1ページ目は、令和5年1月6日付の市長から本審議会宛ての報告となります。こちらは令和4年11月1日から12月31日までに届出のありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が18件、変更が66件、廃止が8件となっております。

なお、各届出書は6ページから97ページまでに記載されておりますので、御覧いただければと思います。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、よろしいということといたします。

では、本日の議題と報告事項、これで終了ということによろしいですね。

3 その他

事務局 それでは、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、令和5年3月22日水曜日、午後1時30分を予定しております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。本日はありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。